

H24.10.23 除染のスピードアップ化を図るための対策を公表

福島環境再生事務所への
権限委譲

関係府省間の
連携強化

除染進捗情報の
住民への提供

- 除染対象地域の自治体又は住民を対象とした説明会。
 - 環境本省、福島環境再生事務所各支所、他の地方環境事務所、他省庁の除染関係職員及び自治体との会議。
- 以上を頻繁に行う必要が生じている。

福島環境再生事務所

- 平成24年1月に39名の定員で発足時のまま。
- 平成24年4月の組織拡張。現在は、110名の職員体制（3月1日には、11名の新規採用を見込む。）。

福島の除染推進体制強化

- 福島環境再生事務所庁舎内に間借りしている県北支所の移転等。
- サーバイメーター等除染に必要な機器の購入等。

除染のスピードアップ